



平成23年4月27日

各位

会社名 大豊工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 上田 建仁
コード番号 6470 (東証・名証第一部)
問合せ先 総務部長 島崎 敬一
電話番号 (0565)28-2225 (代表)
U R L <http://www.taihonet.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年4月27日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成23年6月15日開催の第105回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 変更理由

本日付「新経営制度の導入に関するお知らせ」にて公表いたしました執行役員制度の導入に伴い、下記の通り現行定款を一部変更いたします。

- (1) 変更案第18条は、取締役の責任責務を明確化し、意思決定の迅速化を図るため、取締役員数の上限を減少させるものであります。
- (2) 変更案第21条2項は、役付取締役に關して、専務および常務は執行役員^のの役位とするため、「専務取締役」および「常務取締役」を削除するものであります。
- (3) 変更案第28条は、会社法第335条3の定めにより、「監査役会設置会社においては、監査役は、3人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない」とされているため、社外監査役の不測の事態により欠員が生じた際の保障として、監査役員数の上限を増加させるものであります。

2. 変更内容

変更の内容につきましては、次の通りです。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>17</u> 名以内とする。	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、 <u>専務取締役および常務取締役各若干名</u> を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名 <u>および</u> 取締役副社長若干名を選定することができる。
(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。	(監査役の員数) 第28条 当社の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。

3. 日程

平成23年6月15日に開催予定の第105回定時株主総会の決議を経て、効力が発生します。

以上